

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

○ 行政職給料表・企業職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の階級		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	76	27.1	主事	69	148	52.7	係員級
				技師	7			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	25	8.9	主事	14	41	14.6	係長級
				技師	1			
				専門員（再任用）	10			
3級	1 係長の職務 2 主査の職務	88	31.3	主査	47	57	20.3	課長補佐級
				係長	41			
4級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	57	20.3	課長補佐	29	24	8.5	課長級
				支所長補佐	1			
				館長補佐	1			
				所長補佐	1			
				支局長補佐	1			
				事務局長補佐	1			
				事務局次長補佐	1			
				主幹	15			
主任主査	7							
5級	1 課長の職務 2 参事の職務	22	7.8	課長	16	2	0.7	総括課長
				会計管理者	1			
				支所長	1			
				所長	1			
				事務局長	3			
6級	総括課長の職務	2	0.7	総括課長	2			
7級	部長の職務	11	3.9	部長	7	11	3.9	部長級
				総合支所長	2			
				事務局長	2			
合計		281	100.0		281	281	100.0	

○ 医療職給料表（1）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0.0		0
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師の職務	0	0.0		0
3級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師の職務	2	100.0	診療所長	2
4級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う医師の職務	0	0.0		0
合計		2	100.0		2

○ 医療職給料表（2）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	診療放射線技師又は栄養士の職務	0	0.0		0
2級	相当な知識又は経験を必要とする業務を行う診療放射線技師又は栄養士の職務	1	33.3	栄養士	1
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う診療放射線技師又は栄養士の職務	0	0.0		0
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う診療放射線技師又は栄養士の職務	2	66.7	放射線技師	1
				栄養士	1
5級	極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う診療放射線技師又は栄養士の職務	0	0.0		0
合計		3	100.0		3

○ 医療職給料表（3）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	准看護師の職務	0	0		0
2級	1 看護師又は保健師の職務 2 相当な知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	4	18.2	保健師	2
				専門員（再任用）	2
3級	1 相当な知識又は経験を必要とする業務を行う看護師又は保健師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	6	27.3	保健師	4
				准看護師	2
4級	1 主任看護師又は主任保健師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う看護師又は保健師の職務	11	50	主任保健師	3
				看護師	6
				保健師	2
5級	看護師長の職務	1	4.5	看護師長	1
合計		22	100.0		22

○ 教育職

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	指導主事の職務	0	0.0		0
2級	相当な知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	2	50.0	指導主事	2
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	1	25.0	主任指導主事	1
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	1	25.0	指導課長	1
合 計		4	100.0		4

○ 技能労務職等給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能技師及び技能主事の職務	1	5.6	技能主事	1
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能技師及び技能主事の職務	5	27.8	技能技師	1
				技能主事	2
				専門員（再任用）	2
3級	高度の技能若しくは経験を必要とし、相当困難な業務を行う技能技師及び技能主事又は高度の技能若しくは経験を必要とする技能技師及び技能主事の職務	0	0.0		0
4級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師及び技能主事の職務	10	55.6	技能技師	5
				技能主事	5
5級	高度の技能又は経験を必要とし、特に困難な業務を行う技能技師及び技能主事の職務	2	11.0	技能主事	2
合 計		18	100.0		18